

令和5年1月農業委員会  
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和5年1月20日(金)

開会 午前9時31分

閉会 午前10時

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	出
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	出
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

11番 脇善治 委員      1番 有馬秀利 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

### 第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第3号	農用地利用集積計画について	8件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	1件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	10件

### 5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一      武田 隆洋      江田 征樹

### 6. その他出席

傍聴者      0名

## 議長

それでは、ただいまより令和5年1月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立をいたしております。

また、本日の議事録署名人につきましては、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号11番、〇〇〇委員と議席番号1番、〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうによりしくお願いをいたします。

それでは、ただいまより議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件、1筆でございます。

事務局の説明を求めます。

## 事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について1件、1筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりでございます。農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可す

ることに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について6件、10筆でございます。

議案第2号、番号1の案件につきまして審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、所有権移転に係るものが1件、1筆、賃貸借権設定に係るものが5件、9筆の申請がございました。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、譲受人が、将来家族が増えることや両親のことを考え、本家の近くに分家住宅を建てるため申請に至ったものでございます。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりでございまして、参考事項の排水計画の雨水は、北側道路側溝へ放流される計画となっております。また、資金計画については、融資証明書が添付されております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断をいたしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をいたしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

#### 6番委員

6番委員の〇〇です。担当委員として、一言申し上げます。

1月12日、会長と私と〇委員、〇〇推進委員、事務局で現地を確認いたしました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地です。〇〇町に本家がある譲受人が、分家住宅を建てるために転用申請されたものです。地元の区長、生産組合長、水利組合長からの同意も

得ております。

これらの点から今回の農地転用申請について、特に問題ないと思われま

以上、担当委員からの意見となります。

#### 議長

はい、ありがとうございます。ただいま、〇〇委員のほうから御意見をいただきましたが、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号2、番号3の案件については、関連しますことから一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第2号、番号2、番号3の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いいたします。

この案件につきましては、河川付け替え工事を実施するにあたって工事機械が入るための作業場が必要となったため、一時転用申請をされたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、西側の河川に放流される計画となっております。また、資金計画につきましては、予算の議決書が添付をされております。一時転用期間は、令和5年1月21日から令和5年6月30日までとなっております。現況復旧確約書が添付をされております。

5ページに位置図、それから6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照

のほどよろしくお願いたします。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第1種農地の立地基準では原則不許可となっておりますが、例外許可として仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものという事項があります。農地への復旧確約書も添付をされており、原状回復が確実と認められるため農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号2、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

**議長**

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

**3番委員**

3番の〇〇です。地元委員としまして、一言申し上げます。

1月の12日に、会長と私、〇〇委員、〇推進委員、事務局で現地を確認いたしました。

今回の申請につきましては、〇〇町に所在する農地でございます。

現在、河川工事にあたって工事機械等の作業場が必要となっているため転用を出されております。地元の区長なり生産組合長からの同意も得てありますので、今回、農地転用につきましては、特に問題ないと思われま。

以上、担当委員からの意見となります。

**議長**

はい、ありがとうございます。ただいま、〇〇委員より御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号2、番号3の案件につきまして、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第2号、番号4の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局

議案第2号、番号4の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の7ページから9ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の7ページをお願いいたします。

この案件につきましては、スマートインターチェンジの整備工事にあたって、資材置場が不足したため一時転用申請をされたものでございます。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は仮設水路を経て、西側、東側の水路に放流される計画となっております。また、資金計画につきましては、契約書の写しが添付をされております。一時転用期間は、令和5年2月1日から令和6年3月31日までとなっております、現況復旧確約書が添付されております。

8ページに位置図、それから9ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどお願いいたします。

農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施工にかかる区域内にある農地であり、第1種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第1種農地の立地基準では原則不許可となっておりますが、例外許可といたしまして、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものという事項がございます。農地への復旧確約書も添付をされており、原状回復が確実に認められるため、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号4の案件についての説明とさせていただきます。

### 議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

### 3番委員

3番の〇〇です。担当委員として、一言申し上げます。

同じく12日の日に、会長と私、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局で現地を確認いたしました。

申請地につきましては、〇〇〇町に所在する農地でございます。

今度は、スマートインターチェンジの工事を行うための資材置場が必要となって、転用申



請をされたものでございます。

地元の区長、生産組合長、水利組合長からの同意も得てありますので、今回の農地転用申請につきましては、特に問題はないと思われまます。

以上、担当委員からの意見となります。

#### 議長

はい、ありがとうございました。ただいま、〇〇委員より御意見をいただきましたが、ほかにございましたら。

はい、〇〇委員。

#### 9番委員

9番、〇〇です。議案書の氏名の〇〇〇〇の〇〇が「生まれる」と、別紙資料のやつが「夫」になってますが、これは同一人物？字の間違いですか。

#### 事務局

すみません、「生まれる」が正しくて資料のほうの間違っております。訂正させていただきます、申し訳ございません。（「了解いたしました」と呼ぶ者あり）

#### 議長

ただいま、事務局のほうから説明ございましたとおりでございますので、修正よろしくお願いをいたします。

ほかに、ございましたら。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号4の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号5、番号6の案件について、この2件につきましては関連することでございますので、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

## 事務局

議案第2号、番号5、番号6の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の10ページから12ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の10ページをお願いいたします。

この案件につきましては、道路改良事業に伴う水道工事を行うにあたり、作業場として一時転用申請をされたものでございます。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、東側の水路に放流される計画となっております。また、資金計画につきましては、予算の議決書が添付されております。一時転用期間は、令和5年1月21日から令和5年4月30日までとなっております。現況復旧確約書が添付されております。

11ページに位置図、それから12ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくをお願いいたします。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するものであり、甲種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、甲種農地は原則不許可ではございますが、例外許可といたしまして、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものという事項がございまして、農地への復旧確約書も添付をされており、原状回復が確実と認められるため、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号5、番号6の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

### 1 番 委 員

1番の〇〇でございます。地区担当委員として、一言申し上げます。

先般、1月12日に会長と私、〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局で現地を確認いたしましたところでは、

ただいま、事務局より縷々説明がございましたように、今回の申請地は、安良川沿いの〇〇町と〇〇町の町境に所在する農地でございます。

水路工事を行うにあたり、作業場と資材置場のために転用されたものでございます。地元の区長、また生産組合長からも同意を得ております。これらの観点から今回の転用申請については、特に問題はないかと思われます。

以上、私の意見でございます。皆さんの御審議、よろしくお願いをいたします。

以上です。

#### 議長

はい、ありがとうございました。ただいま、〇〇委員のほうから御意見をいただきましたが、ほかにございましたら。

はい、〇委員。

#### 11番委員

11番の〇です。備考欄の転用期間1月21日、これあしたからですね。それで今日、恐らく総会でオーケーがでて、午後にはもうこれ許可通知っていうのは出されるんですか。間に合うんでしょうか。

#### 事務局

許可書のほうにつきましては、本日中に作成をいたしまして、会長からの決裁をいただきまして、今日可能であれば相手のほうに連絡をし、あす以降取りに来ていただくという流れで考えておるところでございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

#### 議長

ほかにございましたら。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号5、番号6の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積計画について8件、21筆でございます。

議案第3号、番号1から番号8について、一括して審議をいたしますので、事務局の説明を求めます。

## 事務局

それでは、4ページから7ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により8件、21筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、7ページの農用地利用集積計画集計表をもとに一括して御説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」、「畑」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が3万3,201平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稲」、「麦」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が16件、2万276平方メートル、使用賃借権が5件、1万2,925平方メートルとなっております、総合計が21件、3万3,201平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人が8名、借人5名、申請枚数は8枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

事務局の説明が終わりました。質疑を求めたいと思います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですかね、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1から番号8について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局より説明をお願いいたします。

#### 事務局

それでは、8ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして1件、1筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、9ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして1件、1筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、10ページから12ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして10件、22筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

#### 議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局より報告をいたしました。各委員の皆様のお目通し方よろしくお願いをいたします。

それでは次に、その他の事項でございますが、各委員の皆様から何かございましたら。

(発言する者なし)

ないですかね。事務局、どんなでしょうか。(「ありません」と呼ぶ者あり)

#### 議長

ないですね、それでは本日の審議関係、これで終了いたしますが、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会につきましては、令和5年2月20日月曜日、午前9時30分より本庁の3階、この場所でございますが、ここで開催を予定いたしております。

それでは以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_